

摂支内 第 196 号
平成30年 6月15日

保護者の皆様

大阪府立摂津支援学校
学校運営協議会事務局

教員の授業その他の教育活動に関するご意見について（お知らせ）

日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本校学校運営協議会では、保護者の皆様の、教員の授業その他の教育活動に関するご意見につきまして、下記により承ります。

記

1 目的

保護者との連携・協力、学校運営への参加の促進及び保護者の意向反映による本校教育の向上。

2 意見の取り扱い

教員の授業その他の教育活動に関する保護者からのご意見について、調査審議の上、校長に対し、学校運営協議会としての意見を述べる。

3 意見書の提出について

(1) 意見書の様式及び入手方法

意見書については、大阪府の規則により、裏面のとおりの様式が規定されています。様式は本校の Web ページからダウンロードできます。また、用紙は学校にありますので、必要な方は事務局までお申し出ください。お子様を通じて用紙をお渡しすることもできます。

(2) 意見書の提出方法

- 様式は、本校の Web ページ (<https://www2.osaka-c.ed.jp/settsu-s/>) のリンクから開くことができます。
- 本校あてに、封書にて郵送。（学校運営協議会事務局が対応し、学校運営協議会に意見を伝えます。）
- 本校事務室前に設置の専用箱に投函。（同上）

4 留意事項

- (1) いずれの場合も、お子様の学年、組、氏名及び保護者の氏名、連絡先など、様式に定められた必要事項について必ずご記入ください。
- (2) 学校運営協議会へのご意見の提出は、文書による方法のみとなっております。電話や口頭による意見の伝達はお受けできませんのでご了承ください。
- (3) いただいたご意見につきましては、学校運営協議会としての調査審議を行う上で、必要に応じて直接ご本人に詳しい説明をお願いするなど、ご協力をお願いすることがあります。

＜学校運営協議会とは＞平成30年3月30日に公布された「学校運営協議会の設置等に関する規則」によって、学校運営に関して協議する機関として、所管に属する全ての学校に置くものと大阪府教育委員会が規定しています。学校運営協議会の設置によって、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や支援・協力を推進し、学校運営の改善や子ども達の健全育成に取り組む、とされています。